

官学連携に関する基本協定書

所沢市・日本大学芸術学部

官学連携に関する基本協定書

所沢市（以下「市」という。）と日本大学芸術学部（以下「大学」という。）は、市の行政活動に大学が保有する知的財産をまちづくりの資源として活かし、豊かな地域社会を創造するため、大学との相互連携を通じて「協働によるまちづくり」を推進する。

市と大学は、このような認識を共有し、相互発展に資するため連携・協力することに合意した証として協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と大学が包括的な連携のもと、福祉、環境、教育、文化、芸術などの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 市と大学は、次の事項について、相互に必要な支援と協力をを行う。

- (1) 社会福祉の充実に関する事項
- (2) 都市環境の保全・創出に関する事項
- (3) 教育・文化・芸術の発展に関する事項
- (4) 産業振興に関する事項
- (5) 地域コミュニティの発展に関する事項
- (6) 人材育成に関する事項
- (7) その他、大学と市が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 協力の内容や方法及びその成果の利用条件等については、市と大学の間で協議するものとする。また、この協定に関して疑義を生じた事項については、双方で調整することとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、双方の代表者が署名した日に発効し、有効期間は5年間とする。ただし、期間満了前6ヶ月にあたる日までに市又は大学から異議の申し立てがない場合には、5年ごとに自動更新されるものとし、以後同様とする。

この協定書は2通作成し、所沢市と日本大学がそれぞれ1通を保有する。

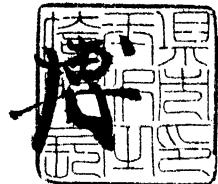
平成16年 1月21日

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市

所沢市長

育 藤



東京都練馬区旭丘二丁目42番1号

日本大学芸術学部

学部長

一 濑 邦 夫

